

令和7年第1回臨時会

美 郷 町 議 会 議 案 等

令和7年2月17日 開会

令和7年2月17日 閉会

美 郷 町 議 会

報告第1号

## 専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月17日 提出

美郷町長 田 中 秀 俊

### 記

1. 専決第9号 工事請負契約の変更について

## 工事請負契約の変更について

令和6年6月7日議案第42号をもって議決を得た、令和5年度【明許繰越】4年災(台風14号9号箇所)奥地林道下渡川・日の平線災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年12月20日

美郷町長 田中秀俊

### 記

- |            |   |
|------------|---|
| 1. 契約の目的   | 令和5年度【明許繰越】4年災(台風14号9号箇所)<br>奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事                     |
| 2. 契約変更の理由 | 設計変更のため   |
| 3. 契約変更の内容 | 現在の契約金額 70,400,000 円<br>今回の変更金額 -1,204,188 円<br>変更後の契約金額 69,195,812 円 |
| 4. 契約の相手方  | 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114番地<br>株式会社 田村産業<br>代表取締役 田村 義久                     |



様式第2号(約款第1条関係)



# 工事請負変更契約書

- 1 工事名 令和5年度【明許繰越】4年災(台風14号 9号箇所)  
奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事
- 2 工事場所 東白杵郡美郷町南郷中渡川地内
- 3 工期 自 令和 6 年 6 月 7 日  
至 令和 7 年 3 月 31 日

4 請負代金 増額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	1	2	0	4	1	8	8

減額

うち取引に係る消費税額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	1	0	9	4	7	1

- 5 資材の再資源化等に関する事項
  - (1) 分別解体等の方法
  - (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
  - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
  - (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
  - (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

令和6年6月7日 契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年12月20日

発注者 美郷町長 田中 秀 俊



印

住 所 宮崎県東白杵郡美郷町南郷鬼神野3114番地  
 受注者 商号又は名称 株式会社 田村 産業  
 代表者氏名 代表取締役 田村 義久



議案第 42 号

工事請負契約の締結について

令和6年5月16日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年美郷町条例第54号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和5年度【明許繰越】  
4年災(台風14号 9号箇所)  
奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 70,400,000円  
(うち取引に係る消費税額 6,400,000円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114番地  
株式会社 田 村 産 業  
代表取締役 田 村 義 久

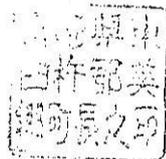
提案理由

令和5年度【明許繰越】4年災(台風14号 9号箇所)奥地林道下渡川・日の平線 災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が5千万円以上であるため、本案を提出する。

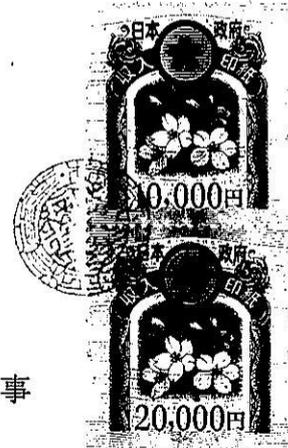
令和6年6月7日原案可決  
美郷町議会議員 那須 富重 議長の印

この写は議決書の原本と相違ない事を証明する

令和6年6月7日  
美郷町議会議員 那須 富重 議長の印



様式第1号(約款第1条関係)



# 工事請負仮契約書

1 工事名 令和5年度【明許繰越】4年災(台風14号 9号箇所)  
奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町南郷中渡川地内

3 工期 自 令和 6 年 6 月 7 日  
至 令和 7 年 3 月 3 1 日

4 請負代金 

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	7	0	4	0	0	0	0	0

〔うち取引に係る消費税額 

億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	6	4	0	0	0	0	0

〕

5 契約保証金 

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	7	0	4	0	0	0	0	0

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

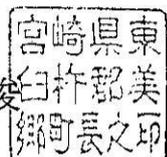
- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と 受注者 株式会社 田村産業 とは、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払の回数 3回以内
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

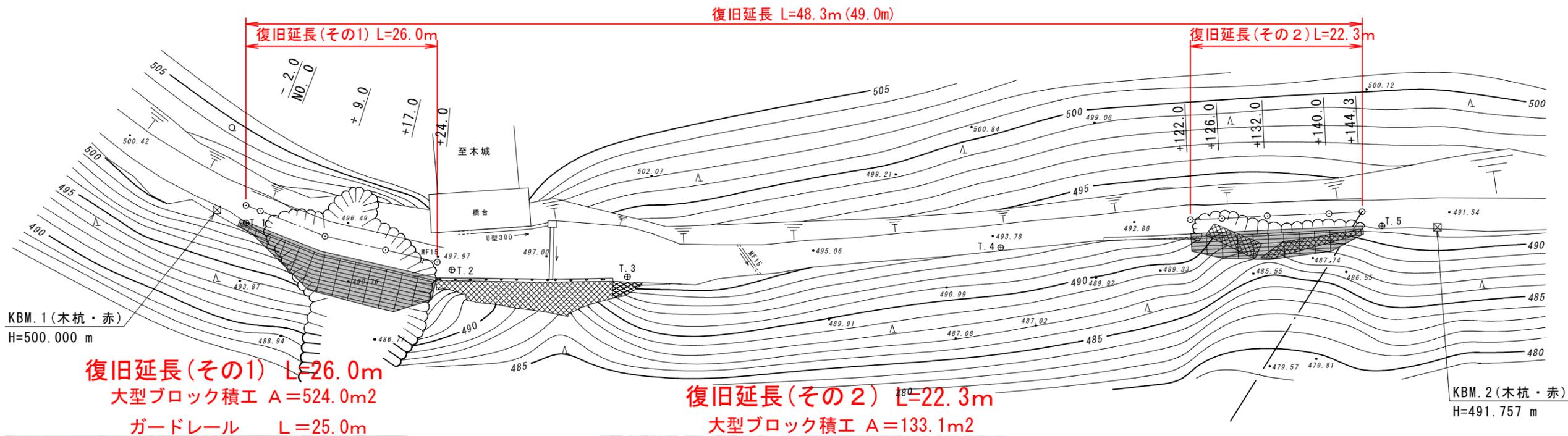
この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

本契約日 令和 6 年 6 月 7 日(議案第 42号 議決)  
令和 6 年 5 月 17 日

発注者 美郷町長 田中 秀 俊  印

住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114番地  
受注者 商号又は名称 株式会社 田村産業  
代表者氏名 代表取締役 田村 義 久 

# 令和5年度 4年災 (台風14号 9号箇所) 奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事



請負業者名	(株) 田村産業
着工	令和6年6月7日
完成	令和7年3月25日
当初工事請負費	70,400,000円
変更額	減額 1,204,188円
変更工事請負費	69,195,812円

## 報告第2号

損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第1号）の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

## 提案理由

議会の委任による町長専決事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会に報告するものである。

専決第1号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年1月14日

美郷町長 田 中 秀 俊

記

事故発生日時	令和6年12月13日 午前11時
事故発生場所	美郷町
相手方	
原因・状況等	北郷地域課の職員が、相手方宅に訪問したところ、敷地内の浄化槽の蓋に車両で乗り上げ、蓋を破損した。
損害賠償の額	12,100円

報告第3号

## 専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月17日 提出

美郷町長 田 中 秀 俊

### 記

1. 専決第2号 工事請負契約の変更について

## 工事請負契約の変更について

令和5年8月7日議案第53号をもって議決を得た、令和5年度4年災(台風14号1号箇所)その他林道松塚線災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年1月24日

美郷町長 田中秀俊

### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 契約の目的   | 令和5年度4年災(台風14号1号箇所)<br>その他林道 松塚線 災害復旧工事                              |
| 2. 契約変更の理由 | 設計変更のため  |
| 3. 契約変更の内容 | 現在の契約金額 66,374,000 円<br>今回の変更金額 2,670,369 円<br>変更後の契約金額 69,044,369 円 |
| 4. 契約の相手方  | 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川814番地<br>株式会社 南郷開発<br>代表取締役 岩田進一                      |



議案第 53 号

工事請負契約の締結について

令和 5 年 7 月 24 日に入札に付した下記工事について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成 18 年美郷町条例第 54 号) 第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 7 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度 4 年災 (台風 14 号 1 号箇所)  
その他林道 松塚線 災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 66,374,000 円  
(うち取引に係る消費税額 6,034,000 円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川 814 番地  
株式会社 南郷開発  
代表取締役 岩田 進一

提案理由

令和 5 年度 4 年災 (台風 14 号 1 号箇所) その他林道 松塚線 災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。

この写は原本と相違ない事を証明する

令和 5 年 8 月 7 日  
美郷町議会議長 山本文男



令和 5 年 8 月 7 日 原案可決  
美郷町議会議長 山本文男





宮崎県東  
白杵郡美  
郷町長之印



宮崎県東  
白杵郡美  
郷町長之印

# 工 事 請 負 仮 契 約 書

- 1 工 事 名 令和5年度 4年災（台風14号 1号箇所）その他林道 松塚線 災害復旧工事
- 2 工 事 場 所 東白杵郡美郷町南郷上渡川地内
- 3 工 期 自 令 和 5 年 8 月 7 日  
至 令 和 6 年 3 月 3 1 日

4 請 負 金 額

+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
	¥	6	6	3	7	4	0	0	0

〔うち取引に係る消費税額〕	億	千	百	+	万	千	百	+	円
	¥	6	0	3	4	0	0	0	0

5 契 約 保 証 金

+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
	¥	6	6	3	7	4	0	0	0

6 資材の再資源化等に関する事項（別紙のとおり）

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

（注）建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と請負者 株式会社 南郷開発 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを覆行するものとする。

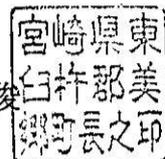
ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払いの回数 3 回 以 内
- (2) 特 約 事 項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

本契約日令和 5 年 8 月 7 日(議案第 53 号 議決)  
令和 5 年 7 月 24 日

発 注 者 東白杵郡美郷町長 田 中 秀 俊



請 負 者 住 所 宮崎県東白杵郡美郷町南郷上渡川814番地  
商号又は名称 株式会社 南郷開発  
代表者氏名 代表取締役 岩田進一





# 工期変更協議書

工 事 名	令和5年度 4年災(台風14号 1号箇所) その他林道 松塚線 災害復旧工事
工 事 場 所	東臼杵郡美郷町南郷上渡川地内
工 期	自 令和 5 年 8 月 7 日 至 令和 6 年 3 月 31 日
変 更 理 由	工事箇所が地域的に集中したことにより、労務者の手配調整に不測の日数を要したため

上記工事の工期終期を令和 6 年 10 月 31 日までに変更したいので協議します。

令和 6 年 3 月 29 日

宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川814番地  
株式会社 南郷開発  
代表取締役 岩田進一



東臼杵郡美郷町長 田 中 秀 俊 殿

上記工事の工期の変更については承知しました。

令和 6 年 3 月 29 日

東臼杵郡美郷町長 田 中 秀 俊

株式会社 南郷開発  
代表取締役 岩田進一 殿





2 字挿入

2 字挿入



## 工期変更協議書

工 事 名 令和5年度 4年災(台風14号 1号箇所) その他林道 松塚線 災害復旧工事

工 事 場 所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川地内

工 期  
自 令和 5 年 8 月 7 日  
至 令和 6 年 10 月 31 日

変 更 理 由 この経路の利用区域内において、木材搬出の経路のため通行の際に支障の無いよう所有者との調整を行っていたが、工程通りの進捗が図れず工期内完成が困難となった為

上記工事の工期終期を令和 7 年 3 月 ~~31~~<sup>25</sup> 日までに変更したいので協議します。

令和 6 年 10 月 25 日

宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川814番地  
株式会社 南郷開発  
代表取締役 岩田進一



東臼杵郡美郷町長 田 中 秀 俊 殿

上記工事の工期の変更については承知しました。

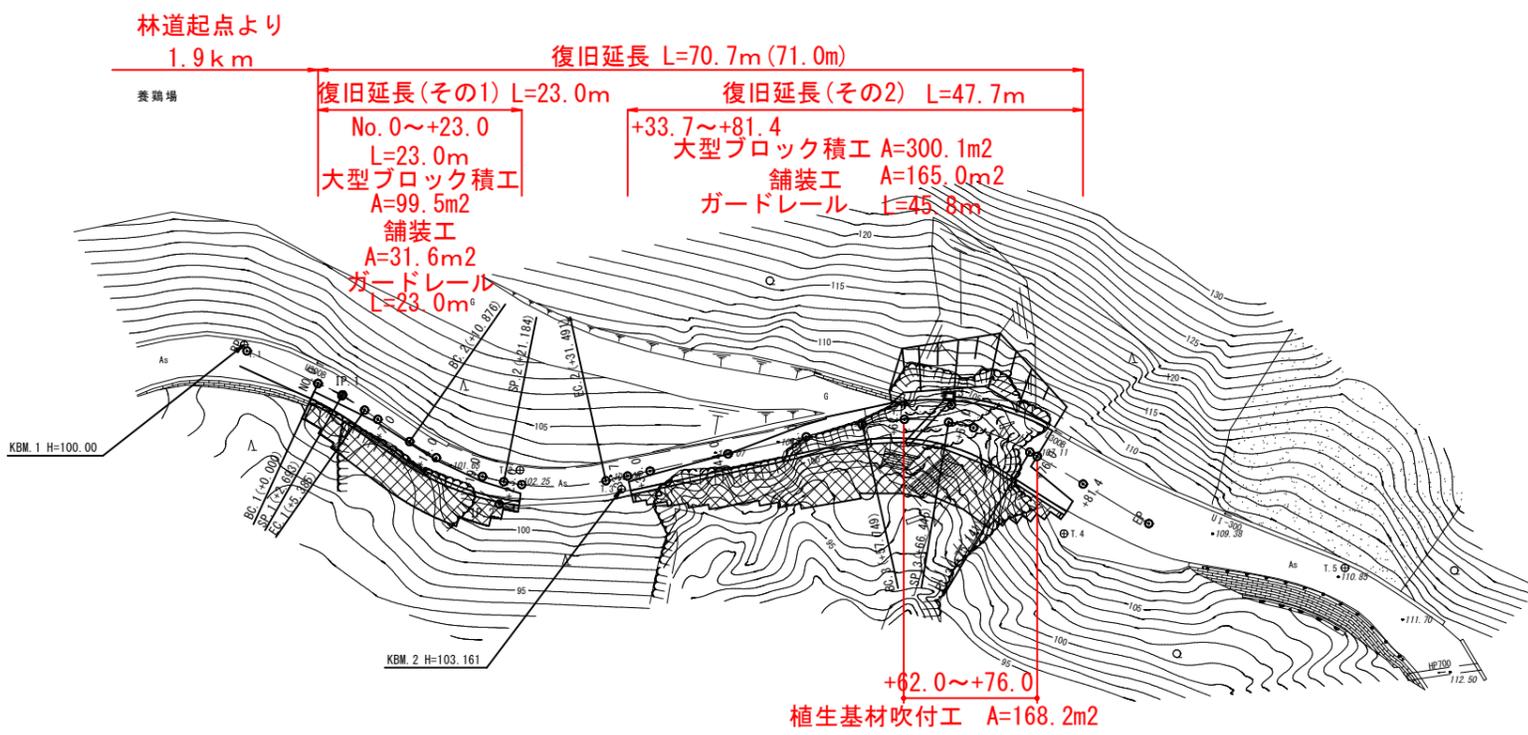
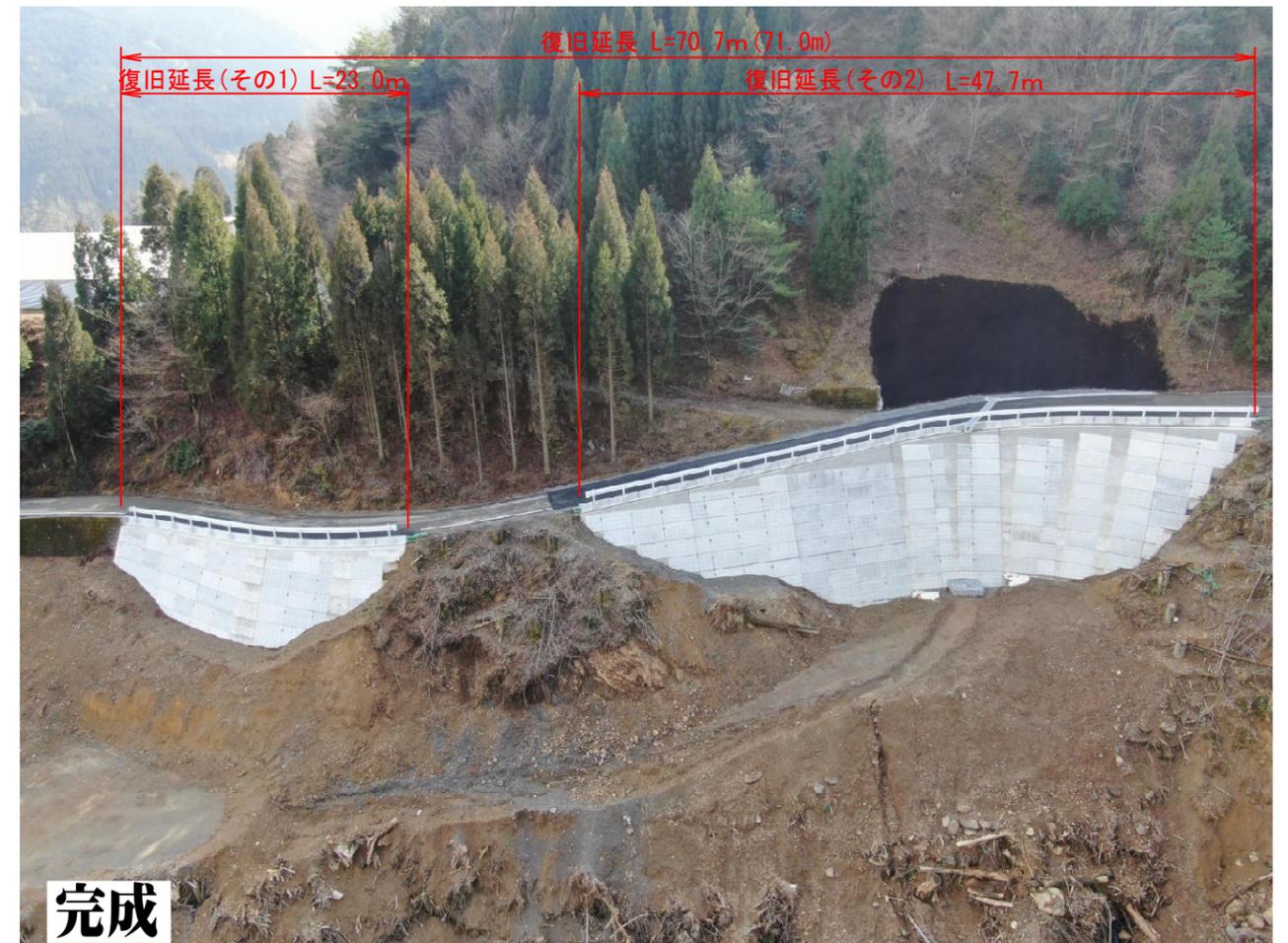
令和 6 年 10 月 25 日

東臼杵郡美郷町長 田 中 秀 俊

株式会社 南郷開発  
代表取締役 岩田進一 殿



令和5年度  
その他林道  
4年災  
松塚線  
(台風14号  
災害復旧工事  
1号箇所)



請負業者名	株 南郷開発
着工	令和6年8月7日
完成	令和7年3月25日
当初工事請負費	66,374,000円
変更額	増額 2,670,369円
変更工事請負費	69,044,369円

令和7年第1回美郷町議会臨時会  
(2月臨時会)  
承認第1号  
主要事業等説明資料



*Dear* MISATO

**DRIVE TO  
MISATO**



【 目 次 】

〔会計〕	〔款〕	〔項〕	〔目〕	〔ページ〕
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	5 電算システム管理費	3
	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	3

担当課	企画情報課		小事業名	臨時特別給付金事業					予算書 ページ
会計	一般会計		事業名	物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金）					11
予算	款	2 総務費		事業費 (千円)	左の財源内訳				
	項	1 総務管理費	949		国	県	地方債	その他	一般財源
目	5 電算システム管理費	948		948					1
要求区分	新規要求								
事業区分	新規事業								
<b>事業の目的・意図・効果</b>									
エネルギー・食料品等の物価高が続く中、家計への負担感が大きい低所得世帯への生活支援のため、令和6年度住民税非課税の世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給する。また対象となる世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯には、こども加算として児童1人あたり2万円を支給する。 物価高に伴う影響を受ける低所得世帯に対し速やかに給付を行う。									
<b>事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）</b>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税非課税世帯に対する給付に係るシステム改修業務委託料 948,200円（うち消費税86,200円）</li> </ul> <p>物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 948千円</p>									

担当課	町民生活課		小事業名	臨時特別給付金事業					予算書 ページ
会計	一般会計		事業名	物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金）					11
予算	款	3 民生費		事業費 (千円)	左の財源内訳				
	項	1 社会福祉費	37,574		国	県	地方債	その他	一般財源
目	1 社会福祉総務費	37,561		37,561					13
要求区分	新規要求								
事業区分	新規事業								
<b>事業の目的・意図・効果</b>									
エネルギー・食料品等の物価高が続く中、家計への負担感が大きい低所得世帯への生活支援のため、令和6年度住民税非課税の世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給する。また対象となる世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯には、こども加算として児童1人あたり2万円を支給する。 物価高に伴う影響を受ける低所得世帯に対し速やかに給付を行う。									
<b>事業の概要（積算根拠、特定財源の詳細等）</b>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税非課税世帯給付金 1200世帯（見込み）×30,000円=36,000,000円 こども加算金70人（見込み）×20,000円=1,400,000円 （当該世帯において扶養されている18歳以下の児童がいる場合は 1人あたり2万円を加算）</li> </ul> <p>（事務費） 消耗品費 : 42,000円（窓あき封筒2,000枚） 送金手数料：1,200件×110円 = 132,000円</p> <p>物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 37,561千円</p>									

## 承認第1号

令和6年度美郷町一般会計補正予算（第9号）の専決処分（専決第3号）の承認を求める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月17日提出

美郷町長 田中秀俊

## 記

- 1 専決第3号 令和6年度美郷町一般会計補正予算（第9号）

## 提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

### 専決第3号

#### 令和6年度美郷町一般会計補正予算(第9号)

令和6年度美郷町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38,523千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,017,652千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年1月27日

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,508,180	60,893	1,569,073
	2 国庫補助金	308,971	60,893	369,864
19 繰入金		1,213,679	△22,370	1,191,309
	2 基金繰入金	1,213,377	△22,370	1,191,007
歳入合計		11,979,129	38,523	12,017,652

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,810,650	949	1,811,599
	1 総務管理費	1,663,850	949	1,664,799
3 民生費		1,094,637	37,574	1,132,211
	1 社会福祉費	774,582	37,574	812,156
歳 出	合 計	11,979,129	38,523	12,017,652

令和 6 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書





入 歳

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

15	2	国庫支出金	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		国庫支出金	1,508,180	60,893	1,569,073			
		国庫補助金	308,971	60,893	369,864			
	1	総務費国庫補助金	77,841	60,893	138,734	1 総務費補助金	60,893	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (1)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
19		繰 入 金	1,213,679	△22,370	1,191,309			
	2	基金繰入金	1,213,377	△22,370	1,191,007			
	1	財政調整基金繰入金	986,576	△22,370	964,206	1 財政調整基金繰入金	△22,370	1 財政調整基金繰入金 (1)財政調整基金繰入金

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
2			総務費	1,810,650	949	1,811,599		949				
	1		総務管理費	1,663,850	949	1,664,799		949				
		5	電算システム管理費	196,167	949	197,116		949				
								12 委託料	949	1	その他電算管理費 システム改修委託料	949 (949)

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
3			民生費	1,094,637	37,574	1,132,211		37,574				
	1		社会福祉費	774,582	37,574	812,156		37,574				
		1	社会福祉総務費	247,255	37,574	284,829		37,574				
								10 需用費	42	1	臨時特別給付金事業 消耗品費(事務用品)	37,574 (42)
								11 役務費	132		送金手数料	(132)
								19 扶助費	37,400		臨時特別給付金(住民税非課税世帯給付金)	(37,400)

(一般会計)

## 工事請負契約の変更について

令和5年5月8日議案第38号をもって議決を得た、令和4年度4年災公共土木施設災害復旧事業第123号(1工区)2級町道山瀬橋・長崎線道路災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月17日提出

美郷町長 田中秀俊

### 記

- |            |   |               |
|------------|---|---------------|
| 1. 契約の目的   | 令和4年度4年災公共土木施設災害復旧事業第123号<br>(1工区)2級町道山瀬橋・長崎線道路災害復旧工事 |               |
| 2. 契約変更の理由 | 設計変更のため   |               |
| 3. 契約変更の内容 | 現在の契約金額   | 112,200,000 円 |
|            | 今回の変更金額   | -62,995,710 円 |
|            | 変更後の契約金額  | 49,204,290 円  |
| 4. 契約の相手方  | 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7<br>株式会社 三郎建設<br>代表取締役 黒木文也        |               |

### 提案理由

令和4年度4年災公共土木施設災害復旧事業第123号(1工区)2級町道山瀬橋・長崎線道路災害復旧工事について、契約金額を変更する必要が生じたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号、及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき本案を提出する。



# 工事請負変更仮契約書



- 1 工事名 令和4年度4年災 公共土木施設災害復旧事業 第123号(1工区)  
2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事
- 2 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内
- 3 工期 自 令和 5 年 5 月 8 日  
至 令和 7 年 3 月 25 日

4 請負金額 減額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	6	2	9	9	5	7	1	0

うち取引に係る消費税額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	5	7	2	6	8	8	2

6 資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

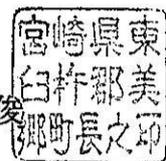
(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

特約事項 この契約書は、この契約の締結に係る町議会の議決を経たときは、地方自治法（昭和22年法律67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

令和 5 年 5 月 8 日契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 2 月 7 日

発注者 東臼杵郡美郷町長 田中 秀 俊



請負者 住 所 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7  
商号又は名称 株式会社 三郎建設  
代表者氏名 代表取締役 黒木文也



議案第 38 号

工事請負契約の締結について

令和 5 年 4 月 21 日に入札に付した下記工事について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成 18 年美郷町条例第 54 号) 第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 8 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和 4 年度 4 年災 公共土木施設災害復旧事業 第 123 号 (1 工区) 2 級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 112,200,000 円  
(うち取引に係る消費税額 10,200,000 円)
- 4 契約の相手方 宮崎県日向市東郷町山陰丙 1479 番地 7  
株式会社 三郎建設  
代表取締役 黒木 文也

提案理由

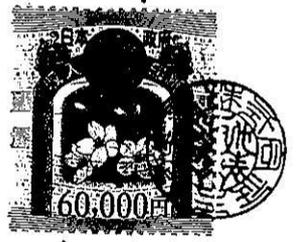
令和 4 年度 4 年災 公共土木施設災害復旧事業 第 123 号 (1 工区) 2 級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。

この写は議決書の原本と相違ない事を証明する  
令和 5 年 5 月 8 日  
美郷町議会議員 山本文男



令和 5 年 5 月 8 日原案可決  
美郷町議会議員 山本文男





# 工事請負仮契約書



1 工事名 令和4年度 4年災 公共土木施設災害復旧事業 第123号(1工区)  
2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3 工期 自 令和 5 年 5 月 8 日  
至 令和 6 年 3 月 29 日

4 請負金額

+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	1	1	2	2	0	0	0	0	0

うち取引に係る消費税額

億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	1	0	2	0	0	0	0	0

5 契約保証金

+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	1	1	2	2	0	0	0	0	0

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町と請負者 株式会社 三郎建設とは、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 出来形部分払いの回数 3回以内

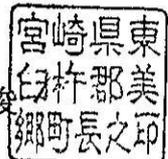
(2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

**本契約日 令和 5 年 5 月 8 日(議案第38号 議決)**

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 4 月 25 日

美郷町  
発注者 美郷町 長 田 中 秀 俊



請負者 住 所 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7  
商号又は名称 株式会社 三郎建設  
代表者氏名 代表取締役 黒木文也





# 工期変更協議書

工 事 名	令和4年度 4年災 工期土木施設災害復旧事業 第123号 (1工区) 2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事
工 事 場 所	東白杵郡 美郷町西郷山三ヶ地内
工 期	自 令和 5 年 5 月 8 日 至 令和 6 年 3 月 29 日
変 更 の 理 由	当該工事において、令和5年5月に契約を締結し、工事施工中であったが、8月7日から10日に発生した台風6号の影響により、本工事の資材搬入路である同道路の路肩が崩壊し大型車両の通行が不能となった。この復旧には6ヶ月程度の時間を要する見込みとなり、資材等の運搬は4トン車に変更することとなったが、路肩の復旧及び資材の積み替え作業と運搬回数が増えたことにより工事の進捗に約5ヶ月の遅延が生じ、年度内の完成が困難となった。

上記工事の工期終期を令和 6 年 8 月 31日までに変更したいので協議します。

令和 6 年 3 月 18 日

(請負者) 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7  
株式会社 三 郎 建 設  
代表取締役 黒木文也

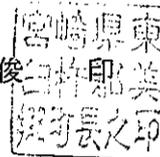


(発注者) 美郷町長 田中 秀俊 殿

上記工事の工期の変更については承知しました。

令和 6 年 3 月 18 日

(発注者) 美郷町長 田中 秀俊



(請負者) 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7  
株式会社 三 郎 建 設  
代表取締役 黒木文也



# 工期変更協議書

工 事 名	令和4年度 4年災 工期土木施設災害復旧事業 第123号 (1工区) 2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事
工 事 場 所	東臼杵郡 美郷町西郷山三ヶ地内
工 期	自 令 和 5 年 5 月 8 日 至 令 和 6 年 8 月 3 1 日
変 更 の 理 由	令和6年4月13日に掘削箇所上方部の地山(斜面)崩壊が発生し、崩壊斜面の保護工法及び対策の検討に時間を要し、工期内の完了が困難となったため。

上記工事の工期終期を令和 7 年 3 月 2 5 日までに変更したいので協議します。

令和 6 年 8 月 1 6 日

(請負者) 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7  
株式会社 三 郎 建 設  
代表取締役 黒本文也

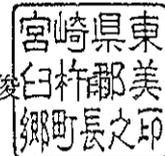


(発注者) 美郷町長 田中 秀俊 殿

上記工事の工期の変更については承知しました。

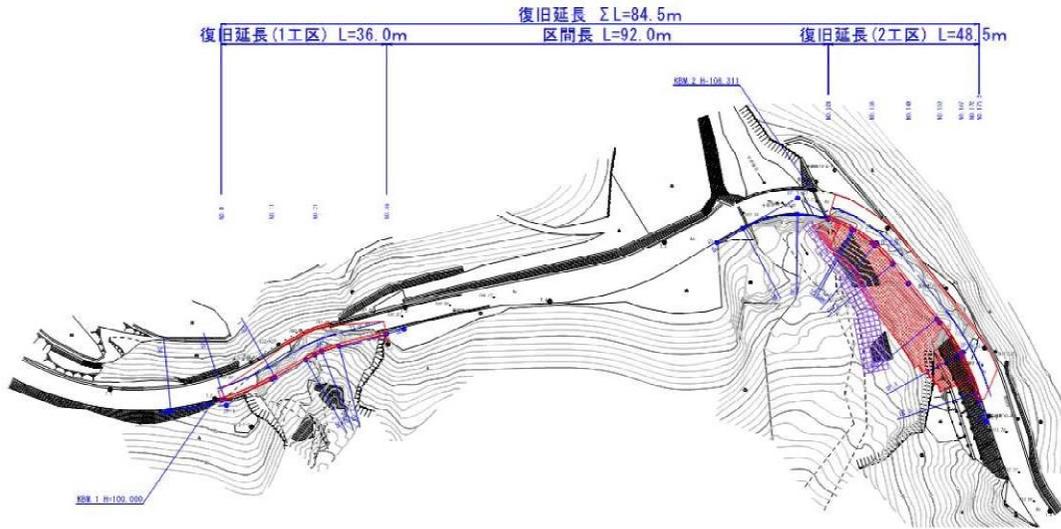
令和 6 年 8 月 1 6 日

(発注者) 美郷町長 田中 秀俊



(請負者) 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7  
株式会社 三 郎 建 設  
代表取締役 黒本文也

令和4年度 4年災 123号(1工区)  
2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事



請負業者名	(株) 三郎建設
着工	令和5年5月8日
完成	令和7年3月25日
当初工事請負費	112,200,000円
変更額	減額 62,995,710円
変更工事請負費	49,204,290円

## 工事請負契約の変更について

令和5年8月7日議案第52号をもって議決を得た、令和4年度4年災公共土木施設災害復旧事業第136号(1工区)一般町道佐礼谷・清水岳線道路災害復旧工事について下記のとおり契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月17日提出

美郷町長 田中 秀俊

### 記

- |            |  |               |
|------------|--|---------------|
| 1. 契約の目的   | 令和4年度4年災公共土木施設災害復旧事業第136号<br>(1工区)一般町道佐礼谷・清水岳線道路災害復旧工事 |               |
| 2. 契約変更の理由 | 設計変更のため  |               |
| 3. 契約変更の内容 | 現在の契約金額  | 121,451,000 円 |
|            | 今回の変更金額  | -6,737,632 円  |
|            | 変更後の契約金額   | 114,713,368 円 |
| 4. 契約の相手方  | 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地<br>株式会社 橋口組<br>代表取締役 橋口 一彦         |               |

### 提案理由

令和4年度4年災公共土木施設災害復旧事業第136号(1工区)一般町道佐礼谷・清水岳線道路災害復旧工事について、契約金額を変更する必要が生じたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号、及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき本案を提出する。



様式第2号(約款第1条関係)



# 工事請負変更仮契約書

1. 工事名 令和4年度 4年災 公共土木施設災害復旧事業  
第136号(1工区) 一般町道 佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事
2. 工事場所 美郷町西郷山三ヶ地内
3. 工期 自 令和 5 年 8 月 7 日  
至 令和 7 年 3 月 19 日

4. 請負代金

増額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
減額			¥	6	7	3	7	6	3	2

うち取引に係る消費税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	6	1	2	5	1	2

## 5. 資材の再資源化等に関する事項(別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

特記事項 この契約書は、この契約の締結に係る町議会の議決を経たときは、地方自治法(昭和22年法律67号)第234条第5項の契約書とみなすものとする。

令和 5 年 7 月 25 日に契約した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 2 月 7 日

発注者 美郷町長 田中秀俊 印

請負者 住所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地  
商号又は名称 株式会社 橋口組  
代表者氏名 代表取締役 橋口 一彦



議決書

議案第 52 号

工事請負契約の締結について

令和 5 年 7 月 24 日に入札に付した下記工事について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成 18 年美郷町条例第 54 号) 第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 7 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和 4 年度 4 年災 公共土木施設災害復旧事業  
第 136 号 (1 工区)  
一般町道 佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 121,451,000 円  
(うち取引に係る消費税額 11,041,000 円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東白杵郡美郷町西郷田代 377 番地  
株式会社 橋口組  
代表取締役 橋口 究

提案理由

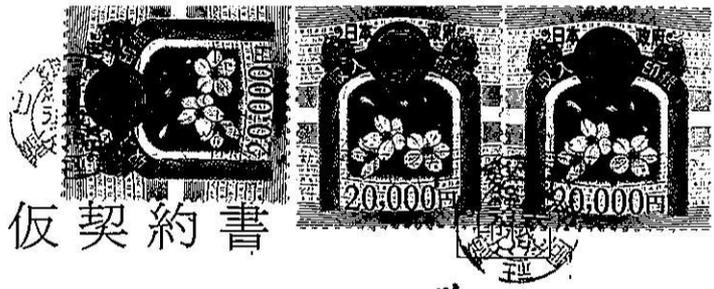
令和 4 年度 4 年災 公共土木施設災害復旧事業 第 136 号 (1 工区)  
一般町道 佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事を施工するにあたり、  
その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。

この写は議決書の原本と相違ない事を証明する  
令和 5 年 8 月 7 日  
美郷町議会議長 山本文男



令和 5 年 8 月 7 日  
美郷町議会議長 山本文男





# 工事請負仮契約書



1. 工事名 令和4年度 4年災 公共土木施設災害復旧事業  
第136号(1工区) 一般町道 佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事

2. 工事場所 美郷町西郷山三ヶ地内

3. 工期 自 令和 5 年 8 月 7 日  
至 令和 6 年 3 月 22 日

+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	1	2	1	4	5	1	0	0	0

うち取引に 係る消費税額	億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	1	1	0	4	1	0	0	0	0

5. 契約保証金

+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	1	2	1	4	5	1	0	0	0

6. 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等の要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と 請負者 株式会社 橋口組 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払いの回数 3回以内
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

**本契約日令和 5 年 8 月 7 日(議案第 52号 議決)**

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 5 年 7 月 25 日

発注者

美郷町長 田中 秀 俊



請負者

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地  
株式会社 橋口組  
代表取締役 橋口 究





様式第10号(約款第24条関係)

# 工期変更協議書

工 事 名	令和4年度 4年災 公共土木施設災害復旧事業 第136号(1工区)一般町道 佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事
工 事 場 所	東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内
工 期	自 令和 5 年 8 月 7 日 至 令和 6 年 8 月 31 日
変 更 の 理 由	・土工掘削作業中数回にわたり上部からの地山崩壊が発生し、床掘作業に不測の日数を要したため。

上記工事の工期終期を令和 7 年 3 月 19 日までに変更したいので協議します。

令和 6 年 8 月 19 日

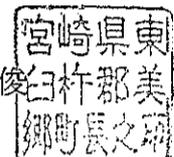
東臼杵郡美郷町西郷田代377番地  
株式会社 橋口組  
代表取締役 橋口一彦

美郷町長 田中秀俊 殿

上記の工期の変更については承知しました。

令和 6 年 8 月 19 日

美郷町長 田中秀俊 殿



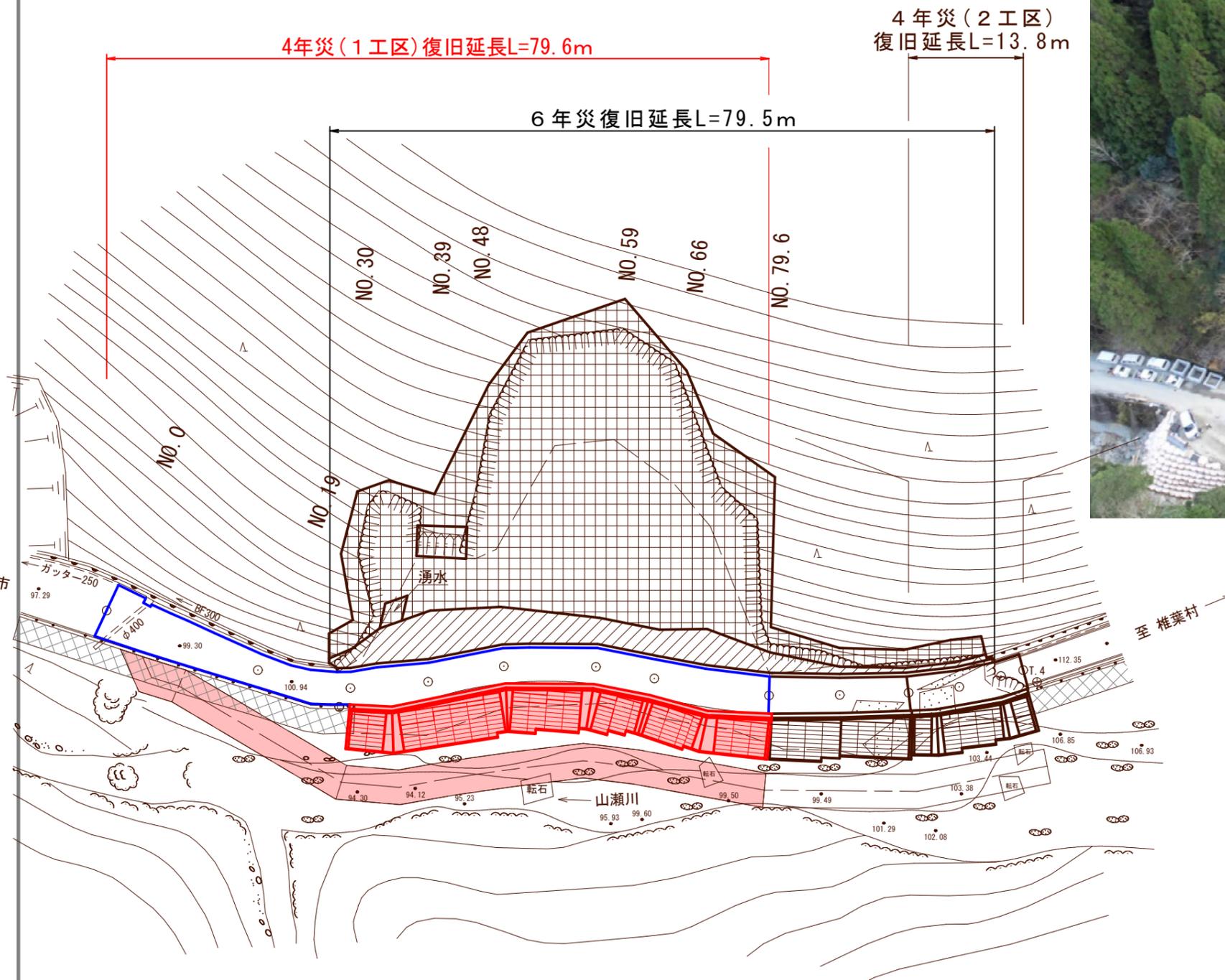
東臼杵郡美郷町西郷田代377番地  
株式会社 橋口組  
代表取締役 橋口一彦 殿



### 工期変更協議書

工 事 名	令和4年度 4年災 公共土木施設災害復旧事業 第136号(1工区) 一般町道 佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事
工 事 場 所	美郷町西郷山三ヶ地内
工 期	自 令和 5 年 8 月 7 日 至 令和 6 年 3 月 22 日
変 更 の 理 由	工事契約直後に発生した台風6号の影響により、一般町道 下山瀬・山瀬線が被災し、資材搬入路の幅員が狭く、大型車の通行が困難であり、資材搬入等に不測の日数を要したため。
<p>上記工事の工期終期を令和 6 年 8 月 31 日までに変更したいので協議します。</p> <p>令和 6 年 3 月 18 日</p> <p>(請負者) 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地 株式会社 橋口組 代表取締役 橋口 一彦</p> <p>(発注者) 美郷町長 田中秀俊 殿</p>	
<p>上記工事の工期の変更については承知しました。</p> <p>令和 6 年 3 月 18 日</p> <p>(発注者) 美郷町長 田中秀俊 殿</p> <p>(請負者) 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地 株式会社 橋口組 代表取締役 橋口 一彦 殿</p>	

令和4年度 4年災 136号(1工区)  
 一般町道 佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事



請負業者名	(株) 橋口 組
着工	令和5年8月7日
完成	令和7年3月19日
当初工事請負費	121,451,000円
変更額	減額 6,737,632円
変更工事請負費	114,713,368円

## 議案第 3 号

### 工事請負契約の締結について

令和 7 年 2 月 1 0 日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年美郷町条例第 54 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

### 記

- 1 契約の目的 令和 6 年度 6 年災 公共土木施設災害復旧事業  
第 2 1 4 号  
一般町道 佐礼谷・清水岳線道路災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 1 4 3 , 3 3 0 , 0 0 0 円  
(うち取引に係る消費税額 1 3 , 0 3 0 , 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代 377 番地  
株式会社 橋口組  
代表取締役 橋 口 一 彦

### 提案理由

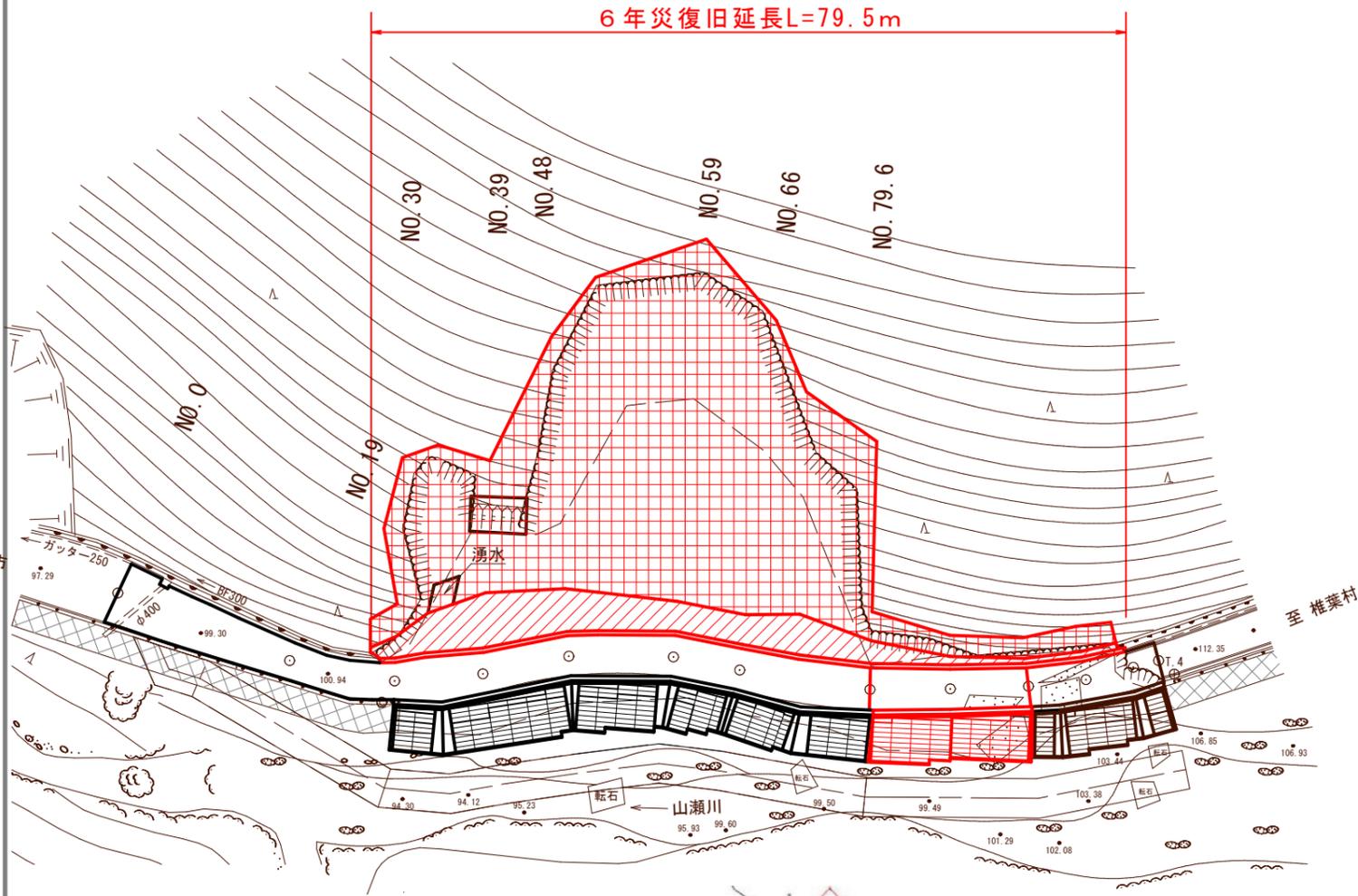
令和 6 年度 6 年災公共土木施設災害復旧事業 第 2 1 4 号一般町道佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。





# 令和6年度 6年災 214号 一般町道 佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事

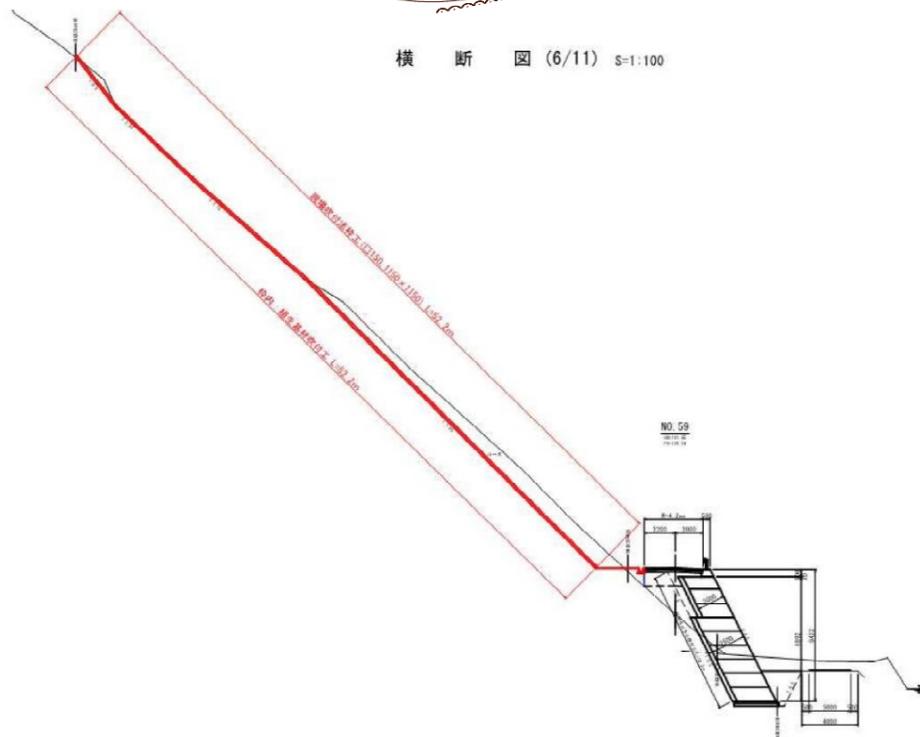
6年災復旧延長L=79.5m



## 【工事概要】

現場吹付法砕工(植生)	A=1932 m <sup>2</sup>
現場吹付法砕工(栗石)	A= 9.2 m <sup>2</sup>
現場吹付法砕工(モル)	A= 38 m <sup>2</sup>
大型ブロック積	A= 167 m <sup>2</sup>
G rコン設置	L= 16.3 m
ガードレール基礎	L= 16.3 m
水路工 (BF300)	L= 77.0 m
構造物取壊工	V= 150 m <sup>3</sup>
アスファルト舗装	A= 69 m <sup>2</sup>
路盤工	A= 69 m <sup>2</sup>
区画線工	L= 32.8 m
道路反射鏡	N= 1 基
コルゲート管(φ1000)	L= 16.3 m

横断図 (6/11) S=1:100



NO. 96  
GH-106.67  
FH-110.06

